

名寄市監査委員告示第2号

平成31年2月18日付け名監査第24号で提出した平成30年度監査報告書の結果に基づき、名寄市長等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月11日

名寄市監査委員 鹿野 裕二

名寄市監査委員 黒井 徹

記

監査指摘事項等の措置状況通知書 別紙のとおり（別紙1～3）

## 【定期監査】 監査指摘事項等の措置状況通知書

部局名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検 討 状 況 及 び 改 善 予 定 時 期 等
健康福祉部 社会福祉課、 社会福祉協 議会担当	<p>1 総合福祉センターの公金収納事務取扱について、市の担当職員が行うのか若しくは同施設に入居している私人である名寄市社会福祉協会が行うのか責任の所在を明らかにすべきである。市の担当職員が行う場合は、名寄市事務分掌規則に規定することが望ましく、名寄市社会福祉協会が行う場合は、地方自治法施行令第158条（歳入の徴収又は収納の委託）及び名寄市公金収納事務委託取扱要綱第3条（受託者としての身分の表示）に基づき納入義務者の見やすい方法により公表（窓口に表示する及びホームページに掲載する等）が必要である。</p> <p>2 公の施設である総合福祉センターの使用料に関する書類について、条例で定める「使用料」と指定管理者制度を用いた場合の「利用料金」の用語が混在していた。</p>	<p>地方自治法施行令第158条に基づき、名寄市社会福祉協会との業務委託契約及び告示の実施、名寄市公金収納事務委託取扱要綱第3条に基づき、名寄市社会福祉協会窓口への収納事務取扱いに関する表示及びホームページへの掲載をおこないます。</p> <p>関係様式について、使用料の表記に統一しました。</p>	<p>改善時期 平成31年4月1日</p> <p>改善時期 平成31年3月1日</p>

部局名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検討状況及び 改善予定時期等
教育委員会 教育部生涯 学習課	<p>1 なよろ舞台芸術劇場実行委員会総会が4月に開催されているが、当該総会の開催前に補助金が申請により交付されており、改善が必要である。</p> <p>2 名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第16条の規定により、助成要件とされる各事項（助成事業を実施する際、ポスター、チラシ等に市の補助金を受けた事業であることを表示すべき等）について、遵守し、その実行が必要である。 （財政援助団体：名寄おやこ劇場、アルティコンチェルト名寄公演実行委員会、風っ子プロジェクト、ハーモニーなよろ）</p> <p>3 助成団体から提出された収支報告書にチケットの売り上げ枚数等収入に関する書類が添付されておらず、正しい収支の把握のため実績報告書に係る審査事務の改善が必要である。（財政援助団体：名寄おやこ劇場、アルティコンチェルト名寄公演実行委員会）</p> <p>4 補助金の支出において、申請者が実行委員会であるにも関わらず、実行委員会を構成する役員の個人口座に補助金を支出していた。改善が必要である。（財政援助団体：アルティコンチェルト名寄公演実行委員会）</p> <p>5 助成団体のクレジットカードによる支払については、今後、運用の基準を定めるべきである。（財政援助団体：アルティコンチェルト名寄公演実行委員会）</p>	<p>1 なよろ舞台芸術劇場実行委員会臨時総会を3月に開催し、事業計画案及び予算案について予め承認を得て補助金の申請をする。</p> <p>2 今後は、規定を遵守するように、助成事業を表記することを条件に明記し、決定通知書を交付することとする。</p> <p>3 今後は、内訳が分かる収入調書を作成させることとする。</p> <p>4 今後は、申請者が実行委員会である場合は、同会の銀行口座による入出金の管理を原則とする。</p> <p>5 銀行振込又は現金による支払を原則とするが、クレジットカード払いによる場合の運用基準を定める。（運用基準別紙）</p>	平成31年度補助金申請時までに改善する。

## 【公の施設の指定管理者監査】 監査指摘事項等の措置状況通知書

公の施設名	指定管理者名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検討状況及び改善予定時期等
名寄市北国雪国ふるさと交流館	名寄美装工業株式会社	利用料金を収納した際に指定管理者が発行する領収書中「利用料金」とすべきところを「使用料」として発行しており、条例に基づいた運用とすべきであり、改善が必要である。	領収書の記載を「使用料」から「利用料金」に改めました。	平成31年2月13日より改善
ふうれん地域交流センター	風連商工会	利用料金を収納した際に指定管理者が発行する領収書中「利用料金」とすべきところを「使用料」として発行しており、条例に基づいた運用とすべきであり、改善が必要である。	<p>次回の専用領収書印刷の際に改善いたします。</p> <p>ただし、現在未使用のものが16冊あり1冊単価が800円程度となっております。使い切り後に改善できれば経費負担もなく改善できると考えますが、1冊の使用期間が約2か月間となっていることから在庫をほぼ使い切るまで2年ほどの期間が必要で、それまでは手書き訂正により対応いたします。</p> <p>即時改善が必要であれば再考いたします。</p>	2021年4月
駅前交流プラザ「よろーな」	特定非営利活動法人なよろ観光まちづくり協会	利用料金を収納した際に指定管理者が発行する領収書中「利用料金」とすべきところを「使用料」として発行しており、条例に基づいた運用とすべきであり、改善が必要である。	<p>利用料金の収納の際指定管理者が発行する領収書中「使用料」として発行していたものを、条例に基づいた「利用料金」に訂正した。</p> <p>別添：「改善(措置)状況」</p>	平成 31 年 3 月 1 日付